

統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ会合（第2回） 議事概要

1 日 時 : 平成 25 年 11 月 29 日（金）13:00～14:58

2 場 所 : 中央合同庁舎 4 号館 4 階 共用第 4 特別会議室

3 出 席 者

【委 員】

津谷委員（座長）、北村委員、黒澤委員、樋口委員、廣松委員

【府省・地方公共団体等】

総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、
国土交通省、日本銀行、愛知県、京都府

【事務局】

内閣府統計委員会担当室 : 村上室長、清水参事官、廣瀬調査官、ほか
総務省政策統括官(統計基準担当)付 : 横山統計企画管理官、山田統計審査官、
澤村企画官、ほか

4 議事次第

- (1) 第2ワーキンググループ審議結果（案）について
- (2) その他

5 議事概要

- (1) 社会経済情勢を踏まえた追加すべき事項について

社会経済情勢を踏まえた追加すべき事項について、第1回において提案がなかったため、その後メールで再度、提案の有無について照会した結果、特段の意見がなかった旨、座長から報告があった。

- (2) 第2ワーキンググループ審議結果（案）について

「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」の審議

① 社会保障全般に関する統計の整備

社会保障全般に関する統計の整備に係る前回の審議を受けた修正案及び修正理由について、事務局から資料1及び2に基づき説明が行われた。

また、政策評価のためのPDCAサイクルへの統計の活用等について、第3ワーキンググループにおける検討状況について事務局から説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 第3ワーキンググループの議論では、政策評価のためという理由で制限なく統計調査が行われるということは好ましくなく、既存統計の利活用の趣旨も含めるべきであるとの意見が出された。このため、基本方針に「基本方針を踏まえ、PDCAサイクルの確立に資するよう、既存統計の利活用を含め統計の作成及び提供を一層推進する。」という内容が記載されるよう基本計画部会に提案していく予定としている。
- ・ 医療、福祉及び介護関係の修正はこの案で良い。第1回でも申し上げたが、社会保障関係の受益と負担とのバランスがわかるものを作成してもらいたい。新たな統計調査を行うということではなく、受益と負担が年齢別に明らかになるものをイメージできれば良いと考える。
- ◎ 社会保障全般に関する統計の整備については、資料1及び2のと通りの2点については了承とする。また、他に、確認しておきたい点や修正すべき点はないようなので、本項目の審議結果については、この内容で報告する。

② 人口減少社会に対応した統計の整備について

人口減少社会に対応した統計の整備に係る前回の審議を受けた修正案及び修正理由について、事務局から資料1及び2に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 現在推計人口の基幹統計化の結論を出す実施時期について、統計局の説明では28年度前半に結論が出るとのことなので、平成28年度前半とすることが適当ではないか。
- 平成28年度半ばまでには、統計委員会へ諮問をする段階の状況にあるが、地方公共団体との調整もあるのでこの時期としているが、実施時期については調整させて頂きたい。
- ・ 現在推計人口の基幹統計化の実施時期について、国勢調査の結果を基に数値を出すというわけではないが、28年度前半ということに限らなくても良いのではないか。
- ・ 現在推計人口の基幹統計化の実施時期について、国勢調査のタイムスケジュールが明確ではないが、平成28年度半ばにこだわることはないのではないか。
- ・ 担当府省の統計局から、前回の会合で説明があったように結論を得るのが28年度半ばまでということ、また、本件は現行の基本計画にも掲げられている積み残し事項ということもあり、可能な限り早期化という意味でも「半ば」としてはどうか。

◎ 現在推計人口の基幹統計化の結論の実施時期については、事務局と私とで再度確認、調整することとし、この件に関しては、ご一任頂くということによいか。

→ （一同了解）

- ・ 欧州統計家会議（CES）による「時間利用調査の調和に関するガイドライン」とあるが「調査の調和に関する」とはどう意味か。元の英訳はどのようなものか。
- ・ Guidelines for Harmonizing Time-Use Surveys のことであると思うが、日本で言う社会生活基本調査などの生活時間の調査をどのように行うのか、家事時間をどう測定するか等、加盟国に対してどのような調査項目、調査方法によるべきものかを示しているものである。生活は文化や宗教など社会的な背景によって大きく異なるため、データを比較可能とすることを意図しているものとの理解である。
- ・ 「調和」というとワーク・ライフ・バランスなど balance の意と勘違いしてしまうおそれがある。「調和」が分かりにくいので、表現ぶりを考えた方が良いのではないか。
- ・ 欧州では、比較可能性という視点のみならず、harmonization の下で一つの統計を作成したいという意向もあり、物価の調査においてもこの用語が使用されている。用語の検討に当たり留意すべきである。

◎ 「調査の調和に関する」については、総務省統計局で適当な用語を考える又は英語表記を入れるなど調整をお願いし、修正することとする。

- ・ 国勢調査のオンライン化の推進について、オンライン調査を全国に拡げる方針と聞いているので、推進する内容についてもう少し具体的に記載してはどうか。第3ワーキンググループでは一般的にオンライン化の推進を記述しているが、ここでは具体的に書いた方が良い。

→ 検討させて頂く。

◎ 国勢調査のオンライン化の推進については、22 年度に既に東京都で実施していることもあるので、事務局と統計局で相談の上、修正案をお示しすることとする。

◎ 人口減少社会に対応した統計の整備については、資料１及び２のとおり２点については了承とする。また、国勢調査のオンライン調査を全都道府県に拡大すること、「時間利用調査の調和に関する」については、適当な言葉に修正すること、現在推計人口の実施時期を再検討しお示しすることを前提として、他に、確認しておきたい点や修正すべき点はないようなので、本項目の審議結果については、この内容で報告する。

③ 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備

教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備に係る前回の審議を受けた修正案及び修正理由について、事務局から資料１及び２に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 「学校教育から就業へのライフコース全般を的確に捉える統計」の修正理由にある「特定の時期」というのは、いつを意味するのか。学校を卒業してから、５年から１０年を想定しているのか確認したい。
- 現時点では明確ではないが、趣旨からすると卒業してすぐに離職する人もいるので、卒業して何年かは入ってくるものと考えている。
- ・ 文部科学省で検討しており結論も出ていないようなので、何年間実施するということを具体的に記述することは時期尚早と考えるが、入職、就職を含めて「就業」という言葉としている。文部科学省で府省間の連携等も含めて検討して頂くことになる。
- ・ 何れの記述も「学校教育から就業への」としており、「ライフコースにおける移行」としてはどうか。
- ・ ライフコースへの移行では重複感がある。「ライフコース」を削除し「移行のプロセス」、「移行の過程」としたらどうか。
- ・ 移行過程とすると、縦断調査によるライフコースの可能性を除外してしまうことになるので入れない方が良い。
- ・ ライフコースに移行の意味は含まれていると考える。

◎ 「学校教育から就業」へのライフコースについて、「全般」を削除するのみにとどめることとする。

- ・ 学習費調査について、前回の議論を踏まえ経済的負担等が削除されているが、前回議論になった世帯の構造を見るという視点はなぜ落ちたのか。「学習費及びそれに関連する情報」とした方が良いのではないか。
- ・ 本調査は学習費を調査するもので、関連する項目としては、学習費を分析するための項目として今後追加することもあり得る。

◎ 文部科学省では、具体的にはこれから検討するということではあるが、分析

に資する情報を収集していくつもりであるということなので、「学習費及びそれに関連する情報」という方向での修正をし、改めてお示しする。

- ◎ 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備については、資料 1 及び 2 のとおりの 3 点については了承とする。なお、学習費については、「学習費及びそれに関連する情報」などの趣旨で修正する。この項目については、他に、確認しておきたい点や修正すべき点はないようなので、本項目の審議結果については、この内容で報告する。

④ 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備に係る前回の審議を受けた修正案及び修正理由について、事務局から資料 1 及び 2 に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 「失業率を補う新たな指標」とは何をさすのか。
→ ILO で新たに定義された時間関連不完全就業者と潜在労働力人口を用いた未活用労働に関する指標のことである。
- ・ どのような指標をとるのかということについては、これまでも統計局において様々な議論・整理されており蓄積がある。どうすれば時系列的にも齟齬が起らず、国際的な比較も可能なのかの視点から議論した方が良いのではないか。
- ・ 今までの定義はそのままとし、時系列を重視するとともに、新しい定義を追加して比較の可能性を残しながら発展・充実を図るべきである。
→ 国際比較の観点、時系列の観点に留意するとともに、過去の研究成果も考慮して検討していく。
- ◎ ILO における就業・失業等に関する国際基準の見直しについては、時系列の観点に留意しながら、同時に国際基準に可能な限り対応していくことが必要であることから、「なお、上記の検討に当たっては、時系列比較の観点にも留意する」を「試験調査の実施等を含めた検討を行った上で」の次に移動する方向で修正の調整をし、改めて示すこととする。

- ◎ ILO における就業・失業等に関する国際基準の見直しについては、資料 1 及び 2 のとおりの修正と、「時系列比較の観点にも留意する」の記述位置を変更し、改めて示すことで了承することとする。また、この企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備については、他に、確認しておきたい点や修正すべき点はないようなので、本項目の審議結果については、この内容で報告する。

(3) 第2ワーキンググループに関連したパブリックコメントについて

事務局から、現時点で第2ワーキンググループに関連したパブリックコメントに寄せられた意見として、「ジェンダー統計」関係で3名の方の意見、労働統計関係として1名の方の意見が紹介され、その後ワーキンググループとして基本計画として追加すべき事項はないかについて審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 「学校教員統計調査」の閲覧公表の結果表の中にはないのか。
- 「学校教員統計調査」の結果表は e-stat に掲載しているものの、今回の意見で提出されているものは掲載されていない。
- ・ 「学校教員統計調査」については、職位、分野、性、年齢別のクロス表が出ておらず、二次的利用もできないため、いろいろな組織が独自にそれぞれ同様の調査を行っている実態もある。
- いろいろなニーズがあれば、表章を適切に変えていくことについて、コスト面も踏まえて検討していくこととなる。
- ◎ 「学校教員統計調査」の今回の要望は、項目は把握できているが、クロス集計結果の表章の問題であり、学校教員統計調査として検討して頂くこととし、ジェンダー統計としては「公的統計の整備に関する基本的な計画（案）」の第1、施策展開に当たっての基本的な視点及び方針として、必要なものは表章していくことと記述しているので、その中で対応されるのではないか。
- ・ ジェンダー統計は、男女別で表章が行われさえすれば良いという印象があるが、例えば、各分野別ごとの数値が割合しか表章されておらず加工できないという問題があるなど、利用者に使い易い表章になっていない現状もある。
- 「公的統計の整備に関する基本的な計画（案）」の第1、施策展開に当たっての基本的な視点及び方針として」のジェンダー統計の中では、男女別等統計となっており、男女別に加えて「等」が含まれており、また、地域別表章及び各歳表章の充実を図るとされているので、各府省において充実した表章を行っていく趣旨が記載されているところである。
- ・ 「派遣労働者」は、派遣先の事業者において雇用管理がされているため派遣先での人数が把握できる。一方、「請負労働者」はある一定の仕事を一定の期間で行うという業務の内容で契約しているため、人数、日程の管理は請負先事業所では把握されていない。このため、厚生労働省の提案した「労働者の区分」では、「請負労働者」を「間接労働」としては扱っていない。
- ・ 正規・非正規の問題の際に出てくる請負の扱いについての意見と理解する。
厚生労働省が提示した3つの検討の視点の中の事業所を対象とした調査では、直接、間接という点では、「派遣労働者」は間接、それ以外は直接としており、「請負労働者」は直接に区分されると理解される。しかしながら、監督指示と給

与という面からは直接に区分されるが、一方で、働いている場所の視点で見ると、請負は間接ともなりかねない。そもそも、直接、間接とは一体何を意味しているのかという議論になってくる。

「請負労働者」は、世帯調査においては、どのような扱いとなっているのか。

→ 雇用者としてそれぞれの会社で呼ばれている(呼称)ところに入っている。

- ・ 請負元では従業員となっても、請負先ではそうではなくなる。パブリックコメントに寄せられた意見はそのような問題をどう扱うべきかという問題提起ではないか。
- ・ 「請負労働者」の取扱いも含めて、平成 26 年度から行われる府省横断的な検討の中で、実査可能性や記入者負担も含めて検討していくこととなる。
- ・ 「請負労働者」を「働いている場所」という概念で区分できるかは、各府省の検討の場で今後よく議論していく必要があるとの認識である。
- ・ その点をよく議論していただきたい。

◎ 横断的な場で今回の意見も加味し、実査の点も含めて今後の検討が行われていくことで整理したい。

◎ パブリックコメントで頂いた内容については、表章の問題やこれからの整理・検討の課題であり、第2ワーキンググループで今から検討すべきとする大きな課題ではないと整理することとしたい。

(4) 取りまとめ

第2ワーキングの「審議結果」報告について、頂いたご意見を基に修正し、再度、委員にメールで照会した上で、12月17日(火)の基本計画部会において、津谷座長から報告することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>